

別添

## アドバイザーライセンス調達業務仕様書

鳥取県教育センター

## 1. 総則

### 1. 1 概要

現在発注者が利用している、アドビ株式会社の Creative Cloud エンタープライズ版（以下「ライセンス」という。）の更新ライセンスを調達するものである。

### 1. 2 納入場所

鳥取県教育センター教育 DX 推進課（鳥取市湖山町北5丁目201）とする。

### 1. 3 発注者

本仕様書でいう発注者は、鳥取県教育センター教育 DX 推進課をいう。

### 1. 4 使用期間及び納入期限

(1) 使用期間 令和8年6月1日から令和9年5月31日まで（12か月）

(2) 納入期限 令和8年5月29日

### 1. 5 本仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担で行うこと。

### 1. 6 ライセンスの登録

ライセンスの登録に必要となる情報については、発注者が契約締結後に別途指示する。

### 1. 7 疑義の解釈

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

### 1. 8 納入物について

次の表に記載する納入物を、納入期限までに発注者に納入すること。

表 納入物一覧

区分	名称	部数
ライセンス証書等	2に掲げる調達ライセンスについて、名義、数量、有効期間を示すライセンス証書又はそれに代わる証明書類	1部
説明書	ソフトウェアのインストールに係る操作説明書	1部

## 2. 調達物品について

### 2. 1 アプリケーション

Adobe Creative Cloud アプリケーションの最新バージョンとする。

### 2. 2 ライセンス名、数量

教育委員会サイトライセンス

## 【内訳】

型番	ライセンス名	ライセンス数量
65291812BB04A12	教育/VIP MLP Creative Cloud for enterprise complete エンタープライズ版 更新 12 ヶ月分 Level 4 教育委員会サイトライセンス ユーザー指定ライセンス	2,500 ライセンス
65297246BB04A12	教育/VIP MLP Creative Cloud for enterprise complete 更新12ヶ月分 Level 4 教育委員会サイト ライセンス 共有デバイスライセンス	2,000ライセンス

### 3 その他

- (1) 本業務には、ライセンス登録に係る費用も含めること。
- (2) ライセンスは、1. 4の使用期間中利用可能な権利を有するものとする。
- (3) ライセンス申込の日付や契約名義について、契約締結後、別途発注者と打合せを行うものとする。
- (4) 現在発注者が利用中のVIP IDでの更新となるよう手続きを行うこと。
- (5) 作業等において知り得た情報は、外部に漏らしたり他の目的に利用したりしないこと。

### 4 一般事項

#### (1) 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

#### (2) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの承認をしないものとする。

ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

(ア) 再委託の契約金額が本業務にかかる契約金額の50パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

#### (3) 守秘事項等

ア 受注者は、本業務における成果物（中間成果物を含む。）を、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、又は他の目的に使用してはならない。

イ 受注者は、本業務の履行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

ウ 受注者は、本業務に従事する者並びに（２）の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、ア及びイの規定を遵守させなければならない。

エ 発注者は、受注者がアからウまでの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し、この契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

オ アからエまでの規定は、使用期間の満了後又はこの契約解除後も同様とする。

#### （４）目的外使用等の禁止

受注者は、本業務に必要な情報等について、この契約以外の目的で使用し、又は第三者に提供してはならない。

#### （５）特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担するものとする。

#### （６）調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

#### （７）仕様書と委託業務内容が一致しない場合の修補義務

受注者は、本業務の履行内容が仕様書又は双方協議の内容に適合しない場合において、発注者がその修補を請求したときは、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。

#### （８）事故等発生時の対応義務

ア 受注者は、事故等の発生により本業務の履行に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、直ちにその状況を発注者に報告しなければならない。

イ 受注者は、直ちに事故等の原因を調査し、早急に復旧措置を講ずるとともに、対応策、再発防止策等について発注者と協議する。

#### （９）損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により本業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### (10) 責任の制限

双方の責めに帰することのできない理由により、受注者がこの契約による義務の全部又は一部を履行することができないときは、受注者は当該部分についての義務の履行を免れ、発注者は当該部分について委託料の支払義務を免れる。

#### (11) 完了報告及び検査

ア 受注者は、ライセンスの納入を完了したときは、完了の日から10日以内に納入完了報告書を提出する。

イ 発注者は、アの納入完了報告書を受領した日から10日以内に、納入の完了を確認するための検査を行わなければならない。

ウ 発注者は、イの規定に基づき検査を行った結果、合格と認めるときは、その旨を受注者に通知しなければならない。

エ 受注者は、イの規定に基づく検査に合格しないときは、発注者の指示に従って遅滞なくこれを修補し、発注者の検査を受けなければならない。この場合においてもイ及びウの規定を準用する。

#### (12) 契約金額の支払等

ア 受注者は、(11)のウの通知を受けた後、速やかに契約金額を発注者に請求する。

イ 発注者は、アの規定による正当な請求書を受領した日から30日以内に請求に係る契約金額を受注者に支払う。

ウ 発注者が正当な理由なくイに規定する支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は、未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を発注者に請求することができる。

#### (13) 違約金

発注者は、受注者が納入期限内に納入を完了できなかったときは、契約金額の額から既完了部分（受注者が既に納入完了した部分のうち、発注者が引渡しを受ける必要があると認めたものをいう。）に対する相当額を控除した額に対し、遅延日数に応じ、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第120条の規定により計算した額を、違約金として受注者に請求することができる。

#### (14) 業務の中止

発注者は、必要があると認めたときは、本業務の履行を一時中止させることができる。

#### (15) 追完請求権

ア 発注者は、成果物の引渡し後、当該成果物が仕様書又は双方協議の内容に適合しないものであるときは、受注者に対して相当な期間を定めて発注者の指示した方法によ

り無償で補修、代替物の引渡し又は不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

イ アの規定により、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は受注者に対して代金の減額を請求することができる。

ウ ア及びイの規定は、発注者が受注者に対して行う損害賠償の請求及びこの契約の解除を妨げるものではない。

#### (16) 契約の解除

ア 発注者は、必要があるときは、この契約を解除することができる。

イ 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(ア) 正当な理由なく、始期を過ぎても本業務に着手しないとき。

(イ) 本業務を遂行する見込みがないとき又は本業務を業務期間内に履行する見込みがないと認められるとき。

(ウ) (15) アの履行の追完がなされないとき。

(エ) この契約に違反したとき。

ウ 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(ア) 本業務の履行不能が明らかであるとき。

(イ) 本業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(ウ) 本業務の一部の履行が不能である場合又は本業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(エ) 納入期限内に、受注者が納入を完了しないでその時期を経過したとき。

(オ) このほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者がイの催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(カ) 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に違反する行為又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。

(キ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(ク) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

a 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営

に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。) とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

- b 暴力団員を雇用すること。
- c 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
- d いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
- e 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- f 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- g 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

エ 発注者がイ及びウの規定によりこの契約を解除した場合は、受注者は、違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

オ 発注者は、アの規定によりこの契約を解除する場合、契約解除の1月前までに文書により受注者に通知する。この場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害の賠償を請求することができる。なお、賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

#### (17) 賠償の予定

受注者が(16)のウ(カ)に該当する行為をしたと発注者が認めたときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として委託料の額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

#### (18) 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提起については、鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

#### (19) 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

#### (20) その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。